

## 選挙機材搬出入及び開票所設営・撤収業務委託仕様書

### 1 件 名

第27回参議院議員通常選挙における選挙機材搬出入及び開票所設営・撤収業務

### 2 委託期間

#### (1) 契約期間

契約締結日から選挙期日の翌日まで

#### (2) 業務履行期間

契約締結日から選挙期日の翌日まで

### 3 投開票所物品の事前搬入

(1) 乙辺浄化センター（交野市星田北1丁目7-5）に保管している選挙物品を、市指定場所（市役所本館（予定））に搬入すること。

(2) 搬出する選挙物品は、別紙1（投開票所物品）のとおりである。ただし、種類・数量等は、変更する場合がある。詳細については、別途、連絡する。

(3) 選挙物品の搬出入スケジュールは、別紙2（日程表）のとおりである。

※投票所について、従来、20投票所が設置されていたが1投票所が廃止されたことに伴い、現状19箇所となっている。

### 4 投票所物品の搬入

(1) 投票所への物品搬入は、市が提示する物品搬入リストに基づき投票所ごとに、選挙期日2日前の金曜日に行うこと。なお、市より搬入時間や搬入日等の変更を指示された場合、緊急的に搬入を指示された場合は対応すること。

(2) 投票所における物品搬入場所は、別紙3のとおりとする（後日調整による変更あり）。搬入後は整理整頓のうえ安全を確保し集積すること。

(3) 物品搬入にあたっては、クリアケース・物品かばん等の投票所番号（1～20）が記載されている物品については、投票所番号を確認のうえ搬入すること。また、必要があるときは、別途指示することもある。

(4) 受託者は、投票所設営当日（土曜日）に物品の過不足分が出た場合への対応のため、車両及び人員を待機させること。

## 5 投票所物品の回収

- (1) 投票所物品は、選挙期日翌日に投票所の指定場所から回収し、仕分けを行い市指定場所に搬出すること。また、必要があるときは、別途指示することもある。
- (2) 投票所物品の指定場所への搬入及び搬出については、必ず本市の就業時間内（午前9時から午後5時30分）に完了すること。  
また、必要があるときは別途指示することもある。

## 6 開票所物品の搬入

- (1) 開票所物品は、選挙期日の午前9時30分に3.(1)の市指定場所から、交野市立交野みらい学園（交野市私部1丁目54-1）に搬入すること。
- (2) 開票所へ搬入する物品は、別紙4（開票所物品）のとおりである。ただし、種類・数量等は変更する場合がある。
- (3) 投票用紙計数機等の運搬については、精密機器のため特に注意を払うとともに、運搬時の保険に加入すること。

## 7 開票所の設営

- (1) あらかじめ担当職員と打合せを行うこと。
- (2) 開票所の設営にあたっては、開票所図面及び現場の担当職員の指示に基づき行うこと。
- (3) 開票所の設営は、8人以上で行い、選挙期日の前日から開票所物品の搬入、床の保護、物品配置を行い、選挙期日の午後12時までに完了させること。

## 8 開票所の撤収

- (1) 開票所撤収は、選挙期日翌日の午前中に行うこと。
- (2) 市所有の開票所物品は、市指定場所（別紙2参照）へ搬出し、整理整頓のうえ格納すること。なお、投票箱は投票所から回収した鞆に、計数機・交付機は段ボール箱に納めておくこと。また、必要があるときは、別途指示することもある。
- (3) 施設からの借用物は、担当職員の指示に従い、もとあった保管場所に返却すること。
- (4) 開票所物品撤収後は、モップ、掃除機等により床の砂埃等を取り除くこと。

## 9 その他

- (1) 搬入搬出その他の作業において、物品（施設を含む。）等に破損等が生じた場合は、受託者が責任をもって対処すること。また、速やかに市に連絡すること。
- (2) この受託業務を行うにあたっては、受託者の責任者又は責任者に準ずる者が、必ず現場の任にあたること。
- (3) 搬入搬出漏れ等に対処するため、常に市からの連絡に対応できる体制を確保しておくこと。

- (4) 運搬に使用する車両は、屋根付き又は幌付きのものとする事。
- (5) 受託業務の履行にあたっては、関係法令を遵守し、この仕様書に記載のない事項であっても、当然必要と思われることは協力を惜しまないこと（物品などの撤収漏れ等があった場合は、契約期間を過ぎていても対応すること）。
- (6) 選挙終了時には、市役所本館（予定）から乙辺浄化センターに選挙未使用物品の搬出を行うこと。

10 支払条件 完了払い